



各 位

平成 26 年 3 月 7 日

上 場 会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育  
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次  
(コード番号：4714 東証第一部)  
問 合 せ 先 責 任 者 情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 劉 賢 一 郎  
情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 石 田 敦 英  
(TEL 03-5996-3701)

## 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 26 年 2 月 14 日付「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等(訂正版)の公表について」でお知らせいたしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました(一部は平成 26 年 2 月 17 日付提出)。

本日、下記の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 4 億 1,477 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 有価証券報告書

- (1) 有価証券報告書 第 24 期 (自 平成 20 年 3 月 1 日 至 平成 21 年 2 月 28 日)
- (2) 有価証券報告書 第 25 期 (自 平成 21 年 3 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日)
- (3) 有価証券報告書 第 26 期 (自 平成 22 年 3 月 1 日 至 平成 23 年 2 月 28 日)
- (4) 有価証券報告書 第 27 期 (自 平成 23 年 3 月 1 日 至 平成 24 年 2 月 29 日)
- (5) 有価証券報告書 第 28 期 (自 平成 24 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 2 月 28 日)

#### 2. 四半期報告書

- (1) 四半期報告書 第 25 期第 2 四半期 (自 平成 21 年 6 月 1 日 至 平成 21 年 8 月 31 日)
- (2) 四半期報告書 第 25 期第 3 四半期 (自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 21 年 11 月 30 日)
- (3) 四半期報告書 第 26 期第 1 四半期 (自 平成 22 年 3 月 1 日 至 平成 22 年 5 月 31 日)
- (4) 四半期報告書 第 26 期第 2 四半期 (自 平成 22 年 6 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日)
- (5) 四半期報告書 第 26 期第 3 四半期 (自 平成 22 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 11 月 30 日)
- (6) 四半期報告書 第 27 期第 1 四半期 (自 平成 23 年 3 月 1 日 至 平成 23 年 5 月 31 日)
- (7) 四半期報告書 第 27 期第 2 四半期 (自 平成 23 年 6 月 1 日 至 平成 23 年 8 月 31 日)
- (8) 四半期報告書 第 27 期第 3 四半期 (自 平成 23 年 9 月 1 日 至 平成 23 年 11 月 30 日)
- (9) 四半期報告書 第 28 期第 1 四半期 (自 平成 24 年 3 月 1 日 至 平成 24 年 5 月 31 日)
- (10) 四半期報告書 第 28 期第 2 四半期 (自 平成 24 年 6 月 1 日 至 平成 24 年 8 月 31 日)
- (11) 四半期報告書 第 28 期第 3 四半期 (自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 24 年 11 月 30 日)
- (12) 四半期報告書 第 29 期第 1 四半期 (自 平成 25 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 5 月 31 日)
- (13) 四半期報告書 第 29 期第 2 四半期 (自 平成 25 年 6 月 1 日 至 平成 25 年 8 月 31 日)

当社は、このたび証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせいたします。

なお、上記課徴金につきましては、その見込額として 385 百万円を、平成 26 年 2 月 14 日発表済の平成 26 年 2 月期第 3 四半期決算短信に計上しております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上